

神田フットボールクラブスポーツ少年団育成母集団規約

第1条 (総則)

本育成母集団は神田フットボールクラブスポーツ少年団育成会（以下、育成会という）と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 (活動)

育成会は神田フットボールクラブスポーツ少年団（以下、団という）の健全な育成のため、次の活動を行う。

1. 団の活動目的達成のための育成援助
2. 団が参加する交流活動への援助
3. 指導者の資質向上のための援助
4. 広報活動
5. 会員相互の親睦と体力向上のための活動
6. その他本団育成のために必要な活動

第3条 (組織)

育成会は団員の保護者及び本団の目的に賛同する個人、団体を持って組織する。

第4条 (役員)

育成会には次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

学年代表 各学年1名（必要に応じて学年代表補佐を置くことができる。）

会計 1名

監査 1名

事務局長 1名

第5条 (役員を選出)

前条の役員は、会長の推薦及び育成会の互選により選出する。

第6条 (役員の仕事)

1. 会長は、育成会を代表し会務を統括する。また本団副団長を兼任する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に支障がある時は、その職務を代行する。
3. 各学年代表は会務を遂行する。
4. 会計は育成会の会計及び本団の会計を担当する。
5. 監査は育成会の会計の監査及び本団会計の監査をする。
6. 事務局長は育成会及び本団の事務をする。また団務、活動を補佐する。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

2. 育成会役員に欠員が生じた場合、それを補充する。ただしその仕事は前任

者の残存任期とする。

第8条（会議）

育成会の会議は総会、役員会とし、会長が招集してその運営に当たる。

2. 育成会の会議には、本団の役員が参加するものとする。
3. 総会は、年1回とする。但し臨時に招集、開催することができる。
4. 役員会での決定事項は、育成会に文書及び連絡網により周知するものとする。

第9条（会計）

会計は、育成会費、寄付金その他をもってあてる。会費は1家族1ヶ月250円とし、6ヶ月ごとに1,500円を納入する。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第10条（会費）

本育成会の会費は、本団育成会総会及び本役員の了承において都度決定する。

附則

本規約は平成15年4月1日より施行する。